



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

令和元年 7 月 1 日
記者発表資料

神奈川県と小田急電鉄株式会社は「SDGs 推進協定」を締結しました

SDGs未来都市である県は、SDGs(持続可能な開発目標)の推進に向けて、このたび、小田急電鉄株式会社と、「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。この協定締結を契機に、県民にとって身近な存在である小田急電鉄と連携し、SDGsの普及啓発をはじめ、SDGsの推進に向けた具体的な連携事業を実施します。

《具体的な連携事業》



ゴール11<住み続けられるまちづくりを>

- ・次世代モビリティサービスの実現に向けた実証実験の推進
- ・鉄道インフラの強靱化
- ・コミュニティ活性化に向けた多世代交流等の連携促進
- ・県内観光資源の活性化に向けた連携施策の検討



ゴール10<人や国の不平等をなくそう>

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及
- ・障がい者が働きやすい環境づくり
- ・鉄道インフラの強靱化(再掲)



ゴール 12<つくる責任つかう責任>

- ・食品ロス削減に向けた新たなサービス展開の検討
- ・循環型社会形成に向けた取組の強化



ゴール3<すべての人に健康と福祉を>

- ・未病コンセプトの発信
- ・健康経営の推進
- ・未病改善に向けた未病バレー「ビオトピア」の利用促進
- ・未病バレー「ビオトピア」、小田急沿線自然ふれあい歩道を活用した未病改善イベント等の開催



ゴール 14<海の豊かさを守ろう>

- ・プラゴミゼロに向けたリサイクルやクリーン活動の促進



ゴール 17<パートナーシップで目標を達成しよう>

- ・SDGs普及啓発に向けた広報展開の促進
- ・社会課題解決に資する新規事業創造の推進

(添付資料) 資料1 神奈川県と小田急電鉄株式会社とのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

資料2 「神奈川県と小田急電鉄株式会社とのSDGs推進協定」に基づく具体的な連携事業

問合せ先

神奈川県政策局SDGs推進課

課長 船山 電話 045-285-1052

SDGs推進グループ 沖田 電話 045-285-0908

神奈川県と小田急電鉄株式会社とのSDGs推進に係る連携と協力に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向け、相互に連携して取り組むことにより、県内における地域のより一層の活性化に資するため、以下のとおり、SDGs推進に係る連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）住み続けられるまちづくりに関すること
- （2）ともに生きる社会の実現に関すること
- （3）循環型社会の形成に関すること
- （4）未病を改善する取組に関すること
- （5）プラスチックごみ問題に関すること
- （6）その他、SDGsの普及啓発及び達成に向けた取組に関すること

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 7 月 1 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 星野 晃司(自署)

「神奈川県と小田急電鉄株式会社とのSDGs推進協定」
に基づく具体的な連携事業(今後、実施に向けて検討する項目を含みます。)

連携事項	内容
 <p><住み続けられるまちづくりを></p>	 
<p>次世代モビリティサービスの実現に向けた実証実験の推進</p>	<p>・ 江の島エリアでの自動運転バスの実証実験や箱根・新百合ヶ丘エリアでの MaaS 実証実験などを通じて、多様な交通モードのシームレスな連携によるモビリティサービスの実現を推進</p>
<p>鉄道インフラの強靱化</p>	<p>・ 強靱な鉄道インフラ構築に向けた、県内における踏切の解消やホームドア整備、バリアフリー化等の推進</p>
<p>コミュニティ活性化に向けた多世代交流等の連携促進</p>	<p>・ 持続可能なコミュニティの実現に向けて、小田急沿線の団地をフィールドにした、県民が人生 100 歳時代をいきいきと暮らすことができる仕組みづくりとして、県が進めている多世代交流に係る取組における連携</p>
<p>県内観光資源の活性化に向けた連携施策の検討</p>	<p>・ ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等の大規模国際イベントの更なる盛り上げと、沿線観光資源（箱根、丹沢・大山、江の島・鎌倉等）の活性化に向けた施策の検討、推進</p> <p>・ 未病バレー「ビオトピア」や県立都市公園を新たな観光資源と位置づけた施策の検討、実施</p>
 <p><人や国の不平等をなくそう></p>	 
<p>「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及</p>	<p>・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及に向けた情報発信に関する連携</p>
<p>障がい者が働きやすい環境づくり</p>	<p>・ 小田急電鉄の特例子会社ウェルハーツ小田急において職場見学・体験などを実施するとともに、障がい者が働きやすい環境づくりに連携して取り組む</p>
<p>鉄道インフラの強靱化（再掲）</p>	<p>・ 強靱な鉄道インフラ構築に向けた、県内における踏切の解消やホームドア整備、バリアフリー化等の推進</p>

 < つくる責任つかう責任 >  	
食品ロス削減に向けた新たなサービス展開の検討	・食品リサイクルループ（小田急グループの施設などで発生した食品廃棄物を養豚の飼料に再利用し、その飼料で生育した食肉を販売する仕組み）の拡大に向けた連携
循環型社会形成に向けた取組の強化	・サーキュラーエコノミー事業の推進等を通じた循環型社会に向けた連携を強化 ・プラスチック代替素材「LIMEX」の導入を検討
 < すべての人に健康と福祉を >  	
未病コンセプトの発信	・県が進める未病コンセプトの発信に向け、小田急電鉄が実施するイベントでの県ブースの出展などに連携して取り組む
健康経営の推進	・従業員の未病改善の取組として健康経営責任者（CHO）を中心とした健康経営の推進
未病改善に向けた未病バレー「ビオトピア」の利用促進	・未病バレー「ビオトピア」の利用促進のため、駅構内や車内での案内表示等を検討
未病バレー「ビオトピア」、小田急沿線自然ふれあい歩道を活用した未病改善イベント等の開催	・沿線住民等の未病改善に向け、未病バレー「ビオトピア」や「小田急沿線自然ふれあい歩道」を活用したイベントや生涯スポーツなどを連携して実施
 < 海の豊かさを守ろう >  	
プラごみゼロに向けたリサイクルやクリーン活動の促進	・「かながわプラごみゼロ宣言」をふまえ、事業活動で発生するプラスチックごみのリサイクル率向上を目指すとともに、江の島海岸で実施する「クリーンキャンペーン」で連携



<パートナーシップで目標を達成しよう>

SDG s 普及啓発に向けた広報展開の促進	・小田急電鉄利用客に向けたSDG s 普及活動として、ポスター掲示やイベント等で連携
社会課題解決に資する新規事業創造の推進	・小田急電鉄のSDG s を起点とした事業アイデア公募「climbers」での採択事案での連携を推進。まず、採択事案の「ハンターバンク」を活用し、森林の生態系保護及び農業被害の抑制を推進する ※「ハンターバンク」は猟師の育成・支援を通じて森林の生態系を守り農業被害を防ぐ取組